

3 資本的支出があった場合の減価償却資産の取得価額の特例

(1) 資本的支出があった場合

問 10 平成 19 年 4 月 1 日以後に減価償却資産について資本的支出があった場合の償却の方法について教えてください。

(答) 減価償却資産について、平成 19 年 4 月 1 日以後に支出する金額のうち資本的支出(注)に係る金額があった場合には、原則として、当該資本的支出に係る金額を一の減価償却資産の取得価額として、当該資本的支出を行った減価償却資産と種類及び耐用年数を同じくする減価償却資産を新たに取得したものととして新たな定額法又は新たな定率法等により償却費の額を計算します(所令 127①)。

(注) 資本的支出とは、所得税法施行令第 181 条の規定によりその支出する日の属する年分の不動産所得等の金額の計算上必要経費に算入されない金額をいいます。

また、次の特例があります。

- ① 当該資本的支出を行った減価償却資産が平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したものである場合には、当該資本的支出を行った減価償却資産に係る取得価額に当該資本的支出に係る金額を加算することができます(所令 127②)。

なお、この加算を行った場合は、当該資本的支出を行った減価償却資産の種類、耐用年数及び償却方法に基づいて、加算を行った資本的支出部分も含めた減価償却資産全体の償却を旧定額法又は旧定率法等により行うこととなります。

- ② 当該資本的支出を行った減価償却資産がリース資産(注)であるときは、当該資本的支出により新たに取得したものとされる減価償却資産はリース資産に該当するものとされます。

この場合に、当該取得したものとされる減価償却資産のリース期間は、当該資本的支出をした日から当該資本的支出を行った減価償却資産に係るリース期間の終了の日までの期間となります(所令 127③)。

(注) リース資産とは、所得税法施行令第 120 条の 2 第 2 項第 4 号に規定するリース資産(所有権移転外リース取引に係る賃借人が取得したものとされる減価償却資産)をいいます。

- ③ 新たな定率法を採用している減価償却資産について資本的支出を行った場合には、その支出した年の翌年 1 月 1 日において、当該資本的支出を行った減価償却資産の期首未償却残高と当該資本的支出により取得したものとされた減価償却資産の期首未償却残高との合計額をその取得価額とする一の減価償却資産を新たに取得したものとすることができます(所令 127④)。

この場合、翌年 1 月 1 日を取得の日として、当該資本的支出を行った減価償却資産の種類及び耐用年数に基づいて償却を行います。

- ④ 同一年中に複数回行った資本的支出について新たな定率法を採用している場合(上記③の適用を受けたものを除きます)には、その支出した年の翌年 1 月 1 日において、当該資本的支出により取得したものとされた減価償却資産のうち種類及び耐用年数を同じ

くするものの同日における期首未償却残高の合計額を取得価額とする一の減価償却資産を新たに取得したものとすることができます(所令 127⑤)。

この場合、翌年1月1日を取得の日として、当該資本的支出を行った減価償却資産と同じくする種類及び耐用年数に基づいて償却を行います。